

議案第 204 号

川崎市立労働会館の指定管理者の指定期間の変更について

川崎市立労働会館の指定管理者の指定期間（平成 27 年 12 月 15 日議決）
を次のとおり変更する。

令和 2 年 11 月 24 日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」を
「平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで」に変更する。

参考資料

- 1 川崎市立労働会館の指定管理者の指定について（平成27年11月26日提出・平成27年12月15日議決）

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	名 称 川崎市立労働会館 所在地 川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
指定管理者となる 団体	住 所 横浜市中区寿町1丁目4番地 名 称 公益財団法人神奈川県労働福祉協会 代表者 理事長 高嶋 薫
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 変更の理由

川崎市立労働会館内ホールの特天天井対策に向けた調査の実施等に伴い、川崎市立労働会館と川崎市教育文化会館との再編整備のスケジュールが変更となったことから、改修工事着手までの2年間については、指定管理期間を延長し、市民サービスの安定的・継続的な提供や、効率的・効果的な施設の管理運営を行うため、現行の指定期間を2年延長するものである。